

《 住み替え支援補助金 》

住宅の売買・賃貸

『 空き家バンク成約補助金 』

- 対 象 下記の全てを満たすことが対象条件です。
- ・ 砂川市住み替え支援協議会※の「砂川市空き家バンク」に登録し、ホームページ等で公開後、売買または賃貸契約が成立した方
 - ・ 自らが居住していた登録物件を所有する方（相続人を含む）
 - ・ 2週間以上登録物件として公開されていた物件であること
 - ・ 当該住宅の登記がされているものであること
 - ・ 市税の滞納がないこと

- 補 助 額
- | | |
|---------|------|
| ・ 売買の場合 | 10万円 |
| ・ 賃貸の場合 | 5万円 |



- 必要書類
- ・ 売買または賃貸契約の内容が確認できる書類
 - ・ 自らが居住していたことが確認できる住民票・戸籍全部事項証明書等

売買の場合

- ・ 所有権移転後の登記事項証明書（全部事項証明書～建物）

賃貸の場合

- ・ 直近の登記事項証明書（全部事項証明～建物）

- 申請期限
- | | |
|-------|----------------------|
| 売買の場合 | 所有権移転登記の受付年月日から3か月以内 |
| 賃貸の場合 | 賃貸契約が成立した日から3か月以内 |



※ 砂川市住み替え支援協議会

不動産関連事業者や町内会連合会、高齢福祉事業者、市役所などの会員で構成する会で、活用可能な住宅等の情報収集や提供、住み替えや空き家の管理を支援しています。